

○神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例施行規則

令和2年3月31日

神戸市規則第69号

改正 令和5年3月31日規則第76号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン（第3条・第4条）

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン（第5条－第12条）

第4章 雑則（第13条・第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和2年3月条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第2条第1号に規定する指定の要件）

第2条 条例第2条第1号アに規定する指定は、広範囲をサービスの対象とする広域型都市機能を維持させ、充実させ、及び強化させる地域であることを要件とする。

2 条例第2条第1号イに規定する指定は、都心の商業地域において、多様な都市機能の集積をすべき地域であることを要件とする。

3 条例第2条第1号ウに規定する指定は、次に掲げる要件のすべてを満たす地域であることを要件とする。

(1) 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る多様な施設の利用が容易であり、又は容易となることが確実であると見込まれること。

(2) 都市機能が集積する地域又はその周辺の地域であり、既存の都市機能と有機的な連携が図られること。

(3) 情報及び通信に係る基盤施設が現在整備されており，又は早期に整備されることが確実であると認められること。

(4) 特定事業の集積のための一団の大規模な土地の確保が容易であること。

4 条例第2条第1号エの規定による指定は，次に掲げる要件のすべてを満たす地域であることを要件とする。

(1) 外国企業等による投資が行われ，又は行われると見込まれること。

(2) 国際経済事業に必要な都市機能が集積し，又は集積することが確実と見込まれること。

(3) 国際経済事業の集積のための一団の土地の確保が容易であること。

第2章 神戸オフィスビル建設促進ゾーン

(条例第3条第4項第8号に規定する規則で定めるもの)

第3条 条例第3条第4項第8号の規則で定めるものは，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第21条第1項の規定により国土交通大臣より民間都市再生事業計画の認定を受けていないもの

(2) その他市長が必要があると認める要件を満たすもの

(条例第10条の規定による申告書等)

第4条 条例第10条の規定による申告書の様式は，様式第1号によるものとする。

2 前項の申告書には，市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

第3章 神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーン

(条例第15条第1項に規定する規則で定めるもの)

第5条 条例第15条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは，認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第15条第1項に規定する家屋若しくは償却資産のうち規則で定めるものは，前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第15条第1項の表に規定する規則で定めるものは，条例別表第1の2の項(1)から(7)まで，6の項(1)から(6)まで，7の項(2)から(4)まで及び(7)（(7)にあつ

ては、(2)から(4)までに掲げる事業に類するものに限る。)並びに9の項(1)から(3)までに掲げる事業とする。

(条例第16条第1項に規定する規則で定めるもの)

第6条 条例第16条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第16条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは、前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第16条第1項第1号に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 条例第16条第1項第1号に規定する当該認定事業者が既に実施している別の認定事業計画又は同項第2号に規定する当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る認定事業を5年以上継続して実施していること。

(2) 当該認定事業者が、先端的な技術を用い、科学技術の振興及び産業競争力の強化に著しく資する事業計画を実施していると認められること。

(3) 前項に規定する償却資産であって、その取得に係る経費が100億円以上であること。

(条例第18条に規定する規則で定めるもの)

第7条 条例第18条第1項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第18条第1項の表に規定する規則で定めるものは、条例別表第1の2の項(1)から(7)まで、6の項(1)から(6)まで、7の項(2)から(4)まで及び(7)(7)にあつては、(2)から(4)までに掲げる事業に類するものに限る。)並びに9の項(1)から(3)までに掲げる事業とする。

3 条例第18条第2項に規定する認定事業に係る施設のうち規則で定めるものは、認定事業計画に係る認定事業の用に直接供される施設とする。

(条例第18条第1項及び第2項の規定に基づく算定における端数の処理)

第8条 次に掲げる額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(1) 条例第18条第1項の規定により資産割額から控除される金額

(2) 条例第18条第2項の規定により資産割額から控除される金額

(条例第19条の規定による申告書等)

第9条 条例第19条の規定による申告書の様式は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第15条第1項又は第16条第1項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書 様式第2号及び様式第2号の2

(2) 条例第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする者に係る申告書 様式第2号の3

2 前項の申告書には，市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(条例第21条第1項に規定する規則で定めるもの)

第10条 条例第21条第1項に規定する国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものは，認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第21条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは，前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第21条第1項の表に規定する規則で定めるものは，条例別表第1の2の項(1)から(7)まで，6の項(1)から(6)まで，7の項(2)から(4)まで及び(7)（(7)にあつては，(2)から(4)までに掲げる事業に類するものに限る。）並びに9の項(1)から(3)までに掲げる事業とする。

(条例第22条第1項に規定する規則で定めるもの)

第11条 条例第22条第1項に規定する国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものは，認定国際経済事業計画に係る国際経済事業の用に直接供される施設とする。

2 条例第22条第1項に規定する家屋又は償却資産のうち規則で定めるものは，前項に規定する施設に係る部分とする。

3 条例第22条第1項第1号に規定する規則で定める要件は，次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 条例第22条第1項第1号に規定する当該認定国際経済事業者が既に実施している別の認定国際経済事業計画又は同項第2号に規定する当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る国際経済事業を5年以上継続して実施していること。
- (2) 当該認定国際経済事業者が、先端的な技術を用い、科学技術の振興及び産業競争力の強化に著しく資する国際経済事業計画を実施していると認められること。
- (3) 前項に規定する償却資産であって、その取得に係る経費が100億円以上であること。

(条例第23条の規定による申告書等)

第12条 条例第23条の規定による申告書の様式は、様式第2号及び様式第2号の2によるものとする。

2 前項の申告書には、市長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

第4章 雑則

(立入検査証)

第13条 条例第35条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

(施行細目の委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、条例附則第3項に規定する固定資産税及び都市計画税並びに事業所税については、この規則は、前項の規定による失効の時から以後も、なおその効力を有する。

4 第2項の規定にかかわらず，条例附則第8項の規定によりなお効力を有するものとされる条例第7条第4項及び条例第35条第1項の規定による立入検査については，第13条及び様式第3号の規定は，第2項の規定による失効の時以後も，なおその効力を有する。

様式第1号(第4条関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年度 固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書 年 月 日									
神戸市長 宛										
申告者	住所	電話 - -								
	氏名 <small>〔法人にあつては〕 その名称</small>	事務担当者の所属及び氏名			電話 - -					
	法人の代表者の氏名									
	個人番号又は法人番号									
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(以下「条例」という。) 第3条第1項の認定を受けたオフィスビル事業計画に係るオフィスビル事業 に係る <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">家屋</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">家屋の敷地である土地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">家屋及びこれらの敷地である土地</td> </tr> </table> について、条例第10条の規定により 次のとおり申告します。								家屋	家屋の敷地である土地	家屋及びこれらの敷地である土地
家屋										
家屋の敷地である土地										
家屋及びこれらの敷地である土地										
受けようとする不均一課税の内容		認定年月日		認定番号		完成年月日				
<input type="checkbox"/> 1/2控除・3年間 <input type="checkbox"/> 1/2控除・5年間		年 月 日				年 月 日				
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	延べ床面積	適用対象部分				
					<small>平方 メートル</small>	<small>平方 メートル</small>				
土地	所在地	地番	地目	面積		適用対象部分				
				<small>平方 メートル</small>		<small>平方 メートル</small>				
備考 1 申告の内容に応じ、不要の文字を抹消すること。 2 家屋又は土地の項は、申告する固定資産の種類に応じて記載すること。 3 認定年月日及び認定番号の欄には、条例第3条第1項の規定による認定を受けた年月日及び番号を記載すること。 4 完成年月日の欄には、条例第7条第2項の規定により届出をした書面と同一の日を記載すること。 5 適用対象部分の欄には、条例第9条第1項の規定の適用を受けようとする家屋又は土地の全部又は一部に係る面積を記載すること。 6 条例第3条第1項の規定による認定を受けたことを証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付すること。										

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年度 固定資産税及び都市計画税不均一課税適用申告書		年 月 日
神戸市長 宛			
申告者	住 所	電話 - -	
	氏 名 <small>(法人にあっては その名称)</small>	事務担当者 の 所 属 及 び 氏 名	電話 - -
	法人の代表 者の 氏 名		
	個人番号又 は 法人番号		

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(以下「条例」という。)

第12条
第20条

第1項の認定を受けた

認定特定事業計画に係る特定事業に係る施設
 認定中核事業計画に係る中核事業に係る施設
 認定特例中核事業計画に係る特例中核事業に係る施設
 認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設

}

用に供する

家屋又は償却資産
 家屋又は償却資産の敷地である土地
 家屋又は償却資産及びこれらの敷地である土地

 について、条例

第19条
第23条

 の規定により

次のとおり申告します。

受けようとする	<input type="checkbox"/> 2/3控除・5年間	<input type="checkbox"/> 1/2控除・5年間	<input type="checkbox"/> 1/2控除・3年間
不均一課税の内容	<input type="checkbox"/> 2/3控除・10年間	<input type="checkbox"/> 1/2控除・10年間	

特定事業、中核事業若しくは特例中核事業又は国際経済事業の該当の規定	認 定 年 月 日	認 定 番 号	事 業 開 始 年 月 日
条例別表第1の項()	年 月 日		年 月 日

家	所 在 地	家屋 番号	種 類	構 造	延べ床面積	適 用 対 象 部 分
屋					<small>平方 メートル</small>	<small>平方 メートル</small>

償 却 資 産	適 用 対 象 資 産 の 所 在 地	数 量	取 得 価 額	評 価 額	課 税 標 準 額
			円	円	円

土 地	所 在 地	地 番	地 目	面 積	適 用 対 象 部 分
				<small>平方 メートル</small>	<small>平方 メートル</small>

備 考

- 1 申告の内容に応じ、不要の文字を抹消すること。
- 2 家屋、償却資産又は土地の項は、申告する固定資産の種類に応じて記載すること。
- 3 認定年月日及び認定番号の欄には、条例第12条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けた年月日及び番号を記載すること。
- 4 事業開始年月日の欄には、条例第34条の規定による届出と同一の日を記載すること。
- 5 適用対象部分の欄には、条例第15条第1項、第16条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定の適用を受けようとする家屋又は土地の全部又は一部に係る面積を記載すること。
- 6 償却資産について申告する場合には、様式第2号の2による償却資産種類別明細書を添付して提出すること。
- 7 条例第12条第1項又は第20条第1項の規定による認定を受けたことを証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付すること。

年度 償却資産種類別明細書		(枚のうち 枚目)				
		資産の種類	数量	取得価額(円)	評価額(円)	課税標準額(円)
申告者の 氏名または名称		1 構 築 物				
		2 機 械 及 び 装 置				
		3 船 舶				
		4 航 空 機				
所有者コード		5 車 両 及 び 運 搬 具				
		6 工 具 , 器 具 及 び 備 品				
		合 計				

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額 (円)	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額 (円)	課 税 標 準 例 の 特 例		課 税 標 準 額 (円)	増 加 事 由	摘 要
					元 号	年	月					率	コ ー ド			
01															1・2	
02															1・2	
03															1・2	
04															1・2	
05															1・2	
06															1・2	
07															1・2	
08															1・2	
09															1・2	
10															1・2	
11															1・2	
12															1・2	
13															1・2	
14															1・2	
15															1・2	
			小 計	/												

注意 増加事由の欄には, 1新品取得, 2中古取得のいずれかに○印をつけること。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付 </div>	年 月 日	事業所税 (資産割) 不均一課税適用申告書										
神戸市長 宛		事業年度又は課税期間	年 月 日から	年 月 日まで	整理番号							
氏名 <small>(法人にあっては その名称)</small>			本店	〒 - 電話 - -			事務担当 者の所属 及び氏名					
法人の代表 者の氏名			支店	〒 - 電話 - -								
法人番号												
神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例 (以下「条例」という。) 第12条第1項の認定を受けた 認定中核事業計画に係る中核事業 認定特例中核事業計画に係る特例中核事業												
受けようとする 不均一課税の内容			<input type="checkbox"/> 中核事業 (2/3控除・5年)		<input type="checkbox"/> 中核事業 (1/2控除・5年)		<input type="checkbox"/> 中核事業 (1/2控除・3年)					
			<input type="checkbox"/> 特例中核事業 (2/3控除・10年)		<input type="checkbox"/> 特例中核事業 (1/2控除・10年)		<input type="checkbox"/> 特例中核事業 (1/2控除・3年)					
該当の規定			条例別表第1の項()			認定年月日		年 月 日		認定番号		
不均一課税 の適用を受 けようとする 事業所等 に関する事 項	所在地	事業所用家屋の所有者の 住所及び氏名又は名称			平方 メートル		事業所等を 使用した期間		年 月 日から			
	専用床面積①	事業所床面積 (①+②)							平方 メートル		年 月 日まで	
	共用床面積②								月数 ③		月	
事 項					面積又は金額		備 考					
課税標準となる事業所床面積					平方 メートル							
条例第18条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする部分の床面積 ④					平方 メートル							
条例第18条第1項又は第2項の規定により資産割額から控除される金額 (100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。) <input type="checkbox"/> $(④ \times \frac{③}{12} \times 600円 \times \frac{2}{3})$ <input type="checkbox"/> $(④ \times \frac{③}{12} \times 600円 \times \frac{1}{2})$					十億 百万 千 円							
備考												
1 認定年月日及び認定番号の項には、条例第12条第1項の規定による認定を受けた年月日及び番号を記載すること。 2 条例第12条第1項の規定による認定を受けたことを証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添付すること。												

